

法令名	徳島県土地利用指導要綱（昭和48. 8. 1. 施行 改正 昭和49. 12. 24）
規制の趣旨	この要綱は、法令に別段の定めがあるもののほか、開発行為の適正な施行に関し必要な事項を定めることにより、県土の無秩序な開発を防止するとともに、県民の安全で良好な地域環境を確保し、もって県土の均衡ある発展を図ることを目的とする。（第1条）
開発行為の規制	<p>(1) 提出の条件（第3条第1項） 10,000㎡以上（市街化区域5,000㎡以上）の土地について開発行為をしようとする事業主は、開発行為に着手する前に工事施行計画等の資料を市町村長を経由して知事に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>(2) 適用除外（第3条第2項）</p> <p>① 国若しくは地方公共団体又は公共的団体で別に知事が定めるものが開発行為を行う場合 ② 国又は地方公共団体の助成を受けて開発行為を行う場合 ③ 非常災害のため、必要な応急措置として開発行為を行う場合</p>
開発行為承認の基準（第4条）	<p>(1) 道路、広場その他の施設が開発区域内における良好な環境を確保するのに支障のないような規模及び構造で適当に配置されるように措置されていること。</p> <p>(2) 排水路その他の排水施設が開発区域及びその周辺の地域にいつ水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように措置されていること。</p> <p>(3) 水道その他の給水施設が当該開発区域について想定される需要に支障をきたさないような構造及び能力で適当に配置されるように措置されていること。</p> <p>(4) がけ崩れ、出水その他の災害を防止するための地盤の改良、よう壁の設置等安全上必要な配慮がなされていること。</p> <p>(5) 当該開発行為が開発区域の周辺における公共施設の規模及び能力又はその整備の計画からみて適当なものであること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、開発区域の周辺地域における災害の防止、良好な地域環境の確保等を図るために必要な配慮がなされていること。</p> <p>(7) 事業主に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。</p> <p>(8) 工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。</p> <p>(9) 当該開発行為が開発区域及びその周辺地域に存するため池、水路その他の施設に直接影響があると認められる場合は、これらの施設について権利を有する者の同意を得ていること。</p>
開発承認までのフロー	<pre> graph LR     A[事業主] -- 開発協議 --&gt; B[市町村長]     B -- 意見書添付 --&gt; C[所管課]     C -- 総合検討 --&gt; D[土地利用対策会議]     D -- 方向指示 --&gt; E[所管課]     E -- 処分の通知 --&gt; F[事業主]     C &lt;--&gt;  検討  G[関係各課]     D ---  審議  H[ ]     E ---  処分の通知  I[許認可担当課]     I ---  処法分令通よ知る  J[ ]   </pre>
照会先	県土整備部用地対策課（088-621-2528）